

201122040A

厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業

(身体・知的等障害分野)

## 「精神障害者への対応への国際比較に関する研究」

平成 23 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 中根 允文

平成 24 (2012) 年 3 月

# 目 次

## I . 総括研究報告書

- 精神障害者への対応への国際比較に関する研究（総括） ..... 1  
研究代表者 中根 允文

## II . 分担研究報告書

### A. 海外諸国における入院システム等について

1. 海外における精神科入院医療制度について（PPT 参照） ..... 11  
伊藤 弘人 ほか
2. 強制入院に至らないためのサービス・政策の工夫（PPT から） ..... 16  
西田 淳志 ほか
3. 英国の国家認知症戦略のビジョンと実際 ..... 18  
西田 淳志 ほか
4. 東アジアと東南アジアの精神保健医療 ..... 25  
伊藤 弘人 ほか
5. 中華人民共和国陝西省西安市における精神医療施設調査 ..... 31  
川口 貞親 ほか
6. 欧米を主とした諸外国の精神保健医療福祉政策の調査、評価  
－韓国・中国との比較としての、日本の困窮者とメンタルヘルス－ ..... 41  
竹島 正 ほか
7. 欧米を主とした諸外国の精神保健医療福祉政策の調査、評価  
－ホームレス状態等の困窮者とメンタルヘルスについての国際比較－ ..... 47  
竹島 正 ほか
8. 日本国内における精神科病院在院患者統計調査結果の再点検  
－任意入院の現状－ ..... 56  
中根允文・半澤節子
9. 保護者制度のある日韓両国における家族の介護経験に関する調査研究 ..... 61  
半澤節子・中根允文 ほか
10. 精神科看護職の内在化されたステイグマに関する調査研究 ..... 65  
半澤節子・中根允文 ほか

### B. 国際機関関連

1. WHO Collaborating Centres の活動と役割に関する研究 ..... 69  
中根 秀之
2. 災害時の国際機関等との連携とわが国の役割 ..... 78  
鈴木 友理子 ほか

3. アセアン諸国が構成している東南アジアの精神医療 ..... 94  
新福 尚隆

C. 在外邦人および在日外国人の精神障害者への対応について

4. 海外邦人の精神保健の現況調査と精神医療サービスの分断に関する研究 ..... 98  
鈴木 満 ほか  
5. 在日外国人・在外邦人の精神医療に係る課題と整備、  
およびアジアにおける精神科医療の比較検討に関する研究 ..... 102  
岡崎 祐士 ほか  
6. 在日外国人の精神保健医療福祉、法務省との連携に関する研究 ..... 113  
白石 弘巳 ほか

III. 資 料

1. WHO 精神保健部と長崎大学医学部精神神経科学教室の連携（付 PPT） ..... 135  
中根 允文

「精神障害者への対応への国際比較に関する研究」研究班名簿 ..... 153

# I. 総括研究報告書

平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金  
障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

「精神障害者への対応への国際比較に関する研究」(H21-障害-一般-010)

総括研究報告書

研究代表者 中根 允文（長崎大学 名誉教授）

分担研究者

岡崎 祐士（東京都立松沢病院）  
伊藤 弘人（独）国立精神・神経医療研究センター  
川口 貞親（産業医科大学産業保健学部）  
白石 弘巳（東洋大学ライフデザイン学部）  
新福 尚隆（西南学院大学、人間科学部(社会福祉学科)）  
鈴木 満（岩手医科大学精神科）  
鈴木 友理子（独）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所  
竹島 正（独）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所  
中根 秀之（長崎大学大学院医歯薬学総合研究科、精神医学）  
西田 淳志（財）東京都医学研究機構・東京都精神医学総合研究所

研究要旨

【目的】本研究班は、諸外国における精神保健医療福祉システムを現地の資料を基にしながら、精神障害者がどのように処遇されているかを明らかにし、その所見とわが国での現状を比較して今後わが国で取り組まなければならない諸点を検討して、行政の関連機関に対して具体的提言を行っていく。

【結果】この 3 年間に欧米諸国だけでなく、東アジア諸国及び豪州などからの資料を翻訳、あるいは現地の情報に通曉している研究協力者や現地の専門スタッフと会議を持ち、研究対象とする分野について、別に記すような提言をまとめた。今回の調査研究は、国際機関等における精神保健医療福祉計画の模様、海外諸国における非任意入院処遇（強制医療）に関する現況と将来に向けての取り組み、それに対応する日本での現況と背景について、精神障害を発病した在外邦人及び在日外国人への処遇などが主たるテーマである。なお、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災がもたらした被災者支援の中で、精神障害者への対応も新たに提言の話題となった。以下に提言のテーマを紹介して要旨とする。

1. 国際機関・国際組織に関わる提言
2. 諸外国における強制（非任意）医療調査結果からの提言

3. アジア諸国における精神医療調査からの提言
4. 日本における現状の再検討からの提言
5. 精神疾患を持つ在外邦人および在日外国人への支援に関する提言

#### A. 研究目的

諸外国の精神保健医療福祉制度と調査比較しながら、日本における関連制度改革への提言をまとめます。

まず、WHO 精神保健関連部局による各種プロジェクト（Mental Health Gap Action Project; mhGAP-IG, AIMS project、project Atlas など）の最新版を通して、分析した上で国内への紹介の必要性を探ります。

次に、主要諸国における精神保健医療福祉システム・入院医療制度等に関する従来からの展開と最新情報を体系的に整理する。なお、幾つかのアジア諸国に関しては、現状に至る歴史的変遷とわが国の影響を総括し、今後わが国が果たしうる役割などについて検討する。アジアを含む諸外国の現状を、日本国内の状況と対比させながら、わが国が抱える改善点について考えてみます。

最後に、精神疾患を発症した在外邦人や在日外国人に係る支援体制および国内に居住する難民のメンタルヘルスを具体的に調査して、適切な対応について関係省庁の枠組みを越えて、国際的視野に立つ精神医療システムとしての課題を整理します。

#### B. 研究方法

WHO が収集した世界各国の精神保健医療福祉に関する最新情報を、公表された出版物および WHO の精神保健

関連部署スタッフとの聞き取り調査などからの情報を分析する。

諸外国のデータに関しては既に公表されている信頼性の高い情報を取捨し、必要に応じて直接当該地域の関係者、あるいは国内研究者で各国の状況に精通している協力者を抽出して直接聞き取る。

わが国の状況については、これまでに公表されている統計などを経年的に検索して、諸外国のデータと対比する。アジア諸国に関しては、直接、共同研究といった形で現地の研究協力者に参画してもらい、一定の知見を確立した上で、検討を加えた。

最後に、在外邦人・在日外国人の精神障害への対応に関しては、これまで関わってきた分担研究者が従来データを再解析し、さらに新たな地域調査の実施、および在外公館・在日公館へのアンケート調査を実施しながら整理しました。ほか、分担研究者が夫々に行ってきた主題につながる研究については、一応の決着をつけ、得られた知見を纏め、それをもとに提言していく。

研究班総体としての主題に関する成果、特に強制入院・保護者制度規定・非告知医療等に関する国際比較検討については、上記の研究結果などとともに、これを集約し、提言として要約する。

(倫理面への配慮) 研究対象に対して倫理上特別の配慮を要する問題は無いが、資料や情報の利用等に関してはプライオリティを尊重した。

## C. 研究結果及び考察

### 1. 国際機関および国際組織における精神障害者への対応に関する動向

本テーマに関わる研究者（中根允文・新福尚隆・鈴木友理子・中根秀之）は、いずれも WHO・WPA などの組織における作業を経験しており、WHO が関わる活動（WHO/MNH, WHO/WPRO, WHO 指定研究協力センター, WHO mhGAP, WHO Expert Advisory Panel et al.）の進行状況を、それぞれが個別に克明に把握し、そうした機関・組織との交流を継続しながら、国内関連領域へ最新知見のフィードバックを図っている。

中根允は、WHO Expert Advisory Panel Member の一人として、WHO 本部から送付される資料に注目しつつ、平成 23 年度は、特に WHO/DAS2.0 の日本語版開発に関わった。WHO 精神保健関連部局は ICIDH を開発し、更に ICF を構築していく過程で 2010 年に WHO 障害評価表 2.0 (Disability Assessment Schedule 2.0) の開発を進めており、彼は WHODAS 日本語版試案を確定版に発展させた。本評価表については、間もなく公表される。

新福は、WPRO での経験を通して、東アジア諸国における精神科医療の現状を共同研究という形式で明らかにした。向精神薬のアジア諸国への導入は欧米に比して遅ってきたものの、今では殆ど有意なギャップを見なくなっている。とはいって、精神医療全体を見た

とき、精神科医数や他のスタッフ数の不十分さから、未だ適正とはなっておらず、日本以上に入院中心の医療、あるいは薬物治療中心の状況になっていた。こうした結果を基に、新福は以下のように提言する。

- i . 周辺アジア諸国との精神医療分野における情報の定期的な交換
- ii . 医療資源の少ない周辺東アジア諸国における家族や地域を活用した地域精神科医療サービスの研究
- iii . 精神医療政策形成への援助、具体的には中国の精神保健法成立への技術的援助
- iv . 台湾の強制的地域精神治療法の最近の導入と成果の検討
- v . 韓国における私立精神科病院の急増の分析
- vi . アジアにおける精神医療分野での人的資源養成への支援、とりわけ日本における精神保健福祉士に関わる制度及び業務の紹介
- vii . 精神保健福祉センターの制度と業務の紹介をアジア諸国に行い同様な施設との意見交換・学術交流
- viii . 東アジア諸国における儒教的な価値と家族制度の変容と精神医療に及ぼす影響の検討
- ix . 急速な高齢化を迎える東アジア諸国への日本の介護保険制度の紹介と地域における高齢者サービスに関する共同研究

30 年以上、WHO の地域研究協力センター (WHO/CC) として機能してきた長崎大学医学部精神神経科学教室の

経験と成果を通して、中根秀之は次のような提言をまとめた。

- i. 新たな WHO CC カテゴリーの模索：東日本震災後の日本としての役割（放射線影響を含めた重大災害と精神保健に関する WHO/CC 設置の必要性）
- ii. WHO/HQ の動向との連動を前提にした WHO CC の役割の充実
- iii. アジア地区の精神保健訓練センターとしての役割の充実（アジア地区の国際的精神医学的調査研究の企画立案・実施を行う WHO CC の必要性）
- iv. わが国を含むアジア地区全体の精神保健を考える上で、日本の果たす役割は大きく、新たな枠組みの WHO/CC 設置について WHO/HQ へ働きかけ

また、WHO および WPA の活動に参画してきた鈴木友理子は、直接そうしたグループのスタッフと出会って情報を得るだけでなく、様々な公刊された文書を分析し、更に 2011 年 3 月の東日本大震災被災者への救援活動を重ねる中で次のような提言をまとめている。

- i. 国際機関（WHO 等）との協働について、地域における精神保健対応力を拡充することを目的とした WHO の mhGAP プログラムの試行及び普及に、わが国が積極的に関わり、アジアにおけるリーダーシップを發揮していくことが求められる。

#### ii. WHO/mhGAP Intervention

Guide の日本語版開発・出版（今回の報告書の別冊として、中根允文・中根秀之らとともに出版）

- iii. WHO などの国際機関は、災害時の精神保健・心理社会的支援に関するガイドラインを発行しているが、東日本大震災の経験をこれらのガイドラインに反映させ、わが国の災害精神保健の経験を国際的に発信していくことは、国際精神保健上でも大きな貢献となる

#### 2. 強制入院・保護者規定・非告知治療などに関する国際比較

研究班の大部分は一つの主題に固執することなく夫々の研究を発展させた。次に報告する諸外国における精神障害者への対応に関する調査は、殆どの班員（伊藤弘人・岡崎祐士・竹島正・鈴木友理子・川口貞親・西田淳志などが中核となって）が外部の研究協力者とともに、情報や資料収集に努め、その分析と各國間比較、およびわが国との比較を試みた。その話題は、次のように纏めることができる。すなわち、海外諸国での精神保健医療福祉サービス及び関連制度に関する現状調査、海外における強制（非任意）入院医療の現況調査、諸外国での予防精神医学的アプローチ及び家族支援等についての調査研究、上記の調査結果と日本との比較研究、更にこうした情報の日本へのフィードバックに関する検討、および医療経済及び医療の質の評価等に係る調査などである。調査対象となった諸国は、Australia (Victoria)・Austria・Belgium・

Denmark・Finland・France・Germany・Greece・Ireland・Italy・Luxemburg・Netherland・Portugal・Spain・Sweden・UK（イングランド）・韓国・中国・台湾などである。各国・各地域の実情にかかる関連法、精神科施設状況などをふくむ統計資料について、オリジナル言語から翻訳するなどして実情把握に努めた。主たる情報源は下記の通りである。

- 1) 発表された多国間比較の調査研究
- 2) 当該国の情報に詳しい研究者による調査協力
- 3) 既存調査研究を基に調査国的情報を詳細に追加

詳細な結果は各分担研究者の報告を参照するとして、以下には要点を記す。

まず、親族等の申し立てによる非任意入院制度、および医師の判断による非任意入院制度など、非任意入院制度を有する国は複数存在していた。ただ、入院の決定者は医療者と非医療者の間で揺れ動いており（英国の AMHP のように国家承認を受けた精神保健従事者の場合もあり）、保護者が権利として入院に関与する国も存在していた。その頻度は、最高のスウェーデンが全入院患者の 30%に止まっていること、さらに EU 諸国における非任意入院処遇に関する取り組み（欧州委員会（健康及び消費者保護総合理事会研究プロジェクト）「精神障害者の強制入院ならびに非自発的治療～EU 加盟国における法制度と実践～最終報告書（2002）」）

において、国際的共通認識として「強制入院」はその他のあらゆる手段を使い尽くしたうえでの最終手段であるべきという要件が呈示されていることは貴重である。

多くは、より制限的でない入院形態の方向が探られていたり（例えば、「条件付任意入院」などの工夫）、入院に代替する地域ケア（アウトリーチ、継続通院処遇）の動きもうかがえる。パイロット的には、事前指示でもって患者自身の参画も臨床的有効性から考えられる方向性もある。ともあれ、各国が改善への模索を続けているところであり、わが国における次のステップも、関係するスタッフ自身が工夫する以外ないであろう。

西田は新たに、英国政府が 2009 年からスタートさせた「国家認知症戦略（National Dementia Strategy）」に注目して、英国保健省における関係者からの聞き取り、および地域サービスの視察等によって、その実際を確認した報告を行っている。詳細は彼らの報告を参照するとして、この英国の認知症政策の方向性、およびその実現に向けた改革プロセスは今後の我が国における認知症政策の重要な留意点が示唆されたとしている。

竹島らおよび岡崎らのグループはそれぞれ独立して、韓国と中国などにおける精神障害者への対応について詳細に調査し、日本がこれまでに果たしてきた役割および影響、将来わが国がなすべき方向性などを呈示した。また、川口は陝西省西安市における精神医療

施設を訪問の上、未だ十分に整備されていない状況への支援を報告している。

中根允は、研究班員の一人として、「日本国内における精神科病院在院患者統計調査結果の再点検－任意入院の現状から－」と題して、国内の精神科病院における入院患者への処遇について調査し、諸外国の非任意入院医療の状況と比較した。それによると、入院形態別（措置入院・医療保護入院・任意入院等）在院患者の現状から、措置入院や一部の医療保護入院に関しては入院期間等に問題が少ないものの、任意入院では終日閉鎖の状況に置かれたまま5年以上に亘って入院を継続している事例が少なからず見られるため、彼らへの適切な介入が単に当事者間で行われるのでなく、より厳しい行政指導の必要性が示唆されると纏めた。また、研究協力者と共に、精神科医療に携わる期間が長すれば長ずるほどに、精神障害者の自立に懸念を示す恐れがスタッフの中で高いことから、当該事例への地域社会での生活を保障するために関係者教育の重要性が指摘された。

わが国の医療保護入院（強制入院）が占める割合は40%以上と“最終手段”が極めて高頻度に使用されている現状（Salize & Dressingらのオリジナルをまとめた伊藤らが作表したものに日本のデータを付記した付表参照）があり、近年では認知症による医療保護入院の割合がいよいよ増加傾向にある。そこで、この40%を超える強制入院の

頻度・割合を前提としたまま制度改革するというのは、経済的・人的資源の観点からも、困難を極めることが予想される。

強制入院を可能な限り回避しうる“その他の方策や手段”をエビデンスに基づいて段階的・計画的に強化・拡充し、強制入院の頻度を抑制していく取り組み（法整備、研究、人材育成、等）を総合的に推進していくことが求められよう。こうしたなか、西田は、強制入院数を最小限にするためのサービスと政策のサンプルとして、イングランドにおける例を紹介した。まず、地域精神保健医療体制の充実として、ケアプログラムアプローチ（地域精神保健チーム、ACT、早期介入チーム）、訪問型急性期支援体制（危機解決訪問治療チーム、休日・夜間の対応）、レスパイトやクライシスハウス、総合病院病床を活用したアセスメント入院を紹介した。次に、強制入院の手続きとして、医療の必要性判断のみならず、本人の権利擁護の観点からも判断を行う専門職の関与、治療機関から独立した立場の指定医による判断をきしている。次いで、強制措置通院をあげ、強制入院の期間を出来る限り短くするための強制措置通院の適用を示した。最後に、退院時等におけるJoint Crisis Plan（JCP）の有用性を高く評価している。強制入院に次いで関心を持たれている強制通院処遇に関しては、英国（イングランド）だけでなく、イタリア、ベルギー、ポルトガル、スウェーデン、フィンランド、オランダ、カナダ、オ

ーストラリア、米国、韓国などでも見られることが確認されたが、その継続通院処遇の効果に関する学術的検討は未だ充分に確立されてはいない。たとえば、通院措置は、サービス利用・社会的機能レベル・生活の質（QOL）の観点で通常治療と違いはなかったとか、通院措置で暴力や犯罪は少なかった

（理由は不明）、あるいは再入院率、在

院日数や服薬遵守への効果を示したという研究は僅かである。

諸外国の現状から、欧米と東アジア諸国間の相違点や保護者制度による家族負担の大きさが明らかとなり、日本の学ぶ点の多いことが想定されるとともに、一方ではアジア地域への寄与も重視すべきことが訴えられている。

付表 欧州諸国の非任意入院\*と日本の比較

	年	患者割合	100万人対	評価者	基準**	決定者	通院措置
Austria	1999	18%	175人	精神科医	危険	非医療	
Belgium	1998	5.8%	47人	医師	危険	非医療	あり
Denmark	2000	4.6%	34人	医師	危険/治療	医療	
Finland	2000	21.6%	218人	医師	危険/治療	医療	
France	1999	12.5%	11人	医師	危険	非医療	
Germany	2000	17.7%	175人	医師	危険	非医療	
Greece	Na	Na	Na	精神科医	危険/治療	非医療	
Ireland	1999	10.9%	74人	精神科医	危険/治療	医療	
Italy	Na	12.1%	Na	医師	治療		
Luxembourg	2000	Na	93人	医師	危険	医療	あり
Netherlands	1999	13.2%	44人	精神科医	危険	非医療	
Portugal	2000	3.2%	6人	精神科医	危険/治療	非医療	あり
Spain	Na	Na	Na	精神科医	治療	非医療	
Sweden	1998	30%	114人	医師	治療	医療	あり
UK	1999	13.5%	48人	精神科医	危険/治療	社会福祉士など	
Japan	2009	41.7%	1,029人	精神科医	危険/治療	医療	

\*Salize HJ, Dressing H. Br J Psychiatry 184:163-168, 2004. および

Dressing H, Salize HJ. Soc Psychiatry Psychiatr Epidemiol 39: 797-803, 2004. から

\*\* 治療：治療必要性、 危険：本人・他者への害の危険

\*：日本における患者割合は、医療保護入院が41.1%、措置入院が0.6%

### 3. 精神障害に罹患した在外邦人・在日外国人への対応について

これについては、岡崎祐士・白石弘巳・鈴木満が担当して、①在外邦人における精神障害者の頻度調査と処遇、および在外邦人全体への精神保健に関する先行研究の分析と新たな疫学調査、②在日外国人の精神保健に関する疫学調査結果を基にした現状分析と将来的対応策の検討、③在外邦人および在日外国人への精神保健医療サービス提供の改善について提言している。

在外邦人への精神保健医療福祉については、鈴木満が中心となって、国内外に精神保健専門家広域連携会議を立ち上げ、積極的に支援サービスを開始するとともに、海外渡航によって顕症化する「病的旅」事例が少なくないこと、現地医療機関における診断治療方針の差異を紹介、あるいは世界各地で精神保健調査を実施、また支援のためのガイドライン的な著書を刊行した。ことに、今回の大災害における在日外人（フィリピン人など）への精神保健支援にも関わり、先の国際機関からの調査研究と共に新たな展開を模索中である。

彼らが進めてきた研究成果をもとに、国内外を移動する邦人のみならず在日外国人にも対応できる地域精神科救急医療制度の修正整備の必要性から、鈴木らは次の3点を提言している。

- ・外務省在外公館で精神障害のために保護され、外務省医務官あるいは顧問医によって非同意入院が必要と判断された邦人帰国搬送事例については、帰国前から措置申請を可能とする法的整備を行う。
- ・「病的旅」既往のある精神障害者の国内主治医および保護者に対して、海外渡航に

伴うリスクについて十分な情報提供を行うとともに、海外渡航中に病状悪化の恐れがある事例には、渡航先国の医師が判読可能な言語での診療情報提供書を義務づける。  
・外国語による診療情報提供書作成について公的支援を行う。

一方、従来から在日外人への入院治療などを行ってきた分担研究者（岡崎祐士）達は、過去10年間における外国人の入院症例（日本語が話せない外国人432人）を対象に後方視的統計調査を行い、「外国人にとって受診しやすい医療体制の構築が必要である」と提言した。さらに、在日外国人に生じる精神保健上の問題および対応に関する駐日公館への調査（全164カ国）を継続しており（回答率35%）、その結果をもとに「提携する医療機関がない、あるいは少ないと」が課題と指摘する。

白石弘巳は、在日外国人の精神保健医療福祉、法務省との連携に関する研究と題して、難民のメンタルヘルスの実態と課題を調べ、その中で自殺の状況を明らかにした。この結果を基に、在日外国人のメンタルヘルスの問題は医療や福祉だけの問題でなく、国の施策や制度の問題など重層的に取り組む課題であり、個人と地域社会を結ぶ連続性をもったソーシャルワークの実践の重要性が明らかとなつたとまとめた。

### D. 評価（研究成果）

#### 1) 達成度について

精神障害者への対応に関する国際比較という時、従来は欧米の情報に限られていたが、本研究では欧米の情報も夫々の国にお

ける学術誌や法令等（原語資料）を中心に検索するなど厳密に調査しただけでなく、東アジア諸国の状況も纏めた。これは、課題に関する知見を大いに広く明らかにしたと言えよう。

#### 2) 研究成果の学術的意義について

精神科臨床における倫理という視点に立つなら学術的意義は少なくなく、今後の貴重な情報源になると考える。

#### 3) 研究成果の行政的意義について

上記したように精神科医学医療の実践における倫理の情報は、行政上極めて重要なはずであり、今後の改革における方向性を明確にしていく上で有用であると考える。

また、在外邦人に関する成果は、定住者を前提として整備されたわが国的精神医療制度に移動する国民を想定した修正の必要性を明らかにした。

#### 4) その他特記すべき事項について

なし

### E. 結論

本研究班では、WHOなどの国際機関の動きを各種プロジェクトに関する資料を基に把握し、そこでの国際共同研究の展開および日本の役割を明らかにした。また、欧米諸国および東アジア諸国を対象に、各国で展開されている精神保健医療福祉政策の概要と現状を網羅的に把握した。欧米が経験した精神保健医療福祉の発展過程および東アジアの精神保健医療福祉の特徴を明らかにした

ことは、わが国の同政策の改革において参考になると考えられる。グローバル化する現代社会において、在外邦人および在日外国人の精神保健医療は喫緊の課題であり、今回の知見は関係諸外国との間で早急に協議すべき話題としての資料となるはずである。

本研究班の成果は行政等へのフィードバックを提言として要約していくことを目的の一つと考えている。最終年度である本年度報告書には記載できるはずであるが、集約が未だ十分でないため、各研究者の報告の中で参照されたい。

### F. 健康危険情報

なし

### G. 研究発表

#### 1) 国内

口頭発表	11 件
原著論文による発表	10 件
それ以外（レビュー等）の発表	5 件

#### 学会発表

そのうち主なもの

論文発表

- ・西田淳志・中根允文：精神疾患の疫学と疾病負担、医学のあゆみ 231, 10, 948-951, 2009.
- ・中根允文：社会精神医学のいま、中山書店、東京、2010.
- ・伊勢田 執・西田淳志：近年のイギリスにおける精神保健改革 「専門医のための精神科臨床リュミエール 22 卷、

- 世界における精神科医療改革」(松原三郎ら編) p24-40、中山書店、東京、2010.
- ・木下裕久・中根秀之・中根允文：災害時の精神科疾患の反応 精神医学 53, 1065-1070, 2011.
  - ・新福尚隆・浅井邦彦（編）：世界の精神保健医療－現状理解と今後の展望（改訂）、へるす出版、東京、2009.
  - ・中根秀之ほか：メンタルヘルスリテラシーと精神保健教育・啓発 保健の科学 53, 590-595, 2011.
  - ・中根秀之：世界保健機関との連携 九州神経精神医学 57, 17-22, 2011.
  - ・鈴木満：海外渡航法人のメンタルヘルスー国境と文化を跨ぐ人々の心の危機への対策－ 日本旅行医学会誌 8, 91-96, 2010.
  - ・鈴木満（編著）：異国でこころを病むとき、弘文堂、東京、2012.
  - ・田崎美弥子（研究代表者）・山口哲生・中根允文：WHODAS2.0 日本語版開発研究、平成23年度財団法人厚生統計協会委託調査研究、研究成果報告書、pp 1-63, 平成24年4月、2012.
- 2) 国外
- ・K.Yoshimasu, N.Kawakami & WMHJ 2002-06 Survey Group: Epidemiological aspects of intermittent explosive disorder in Japan; prevalence and psychosocial comorbidity: Findings from the World Mental Health Japan Survey 2002-2006. Psychiatry Research 186, 384-389, 2011.
- H. 知的所有権の出願・取得状況（予定を含む。）**
1. 特許取得 なし
  2. 実用新案登録 なし
  3. その他 なし

## II. 分担研究報告書

平成 23 年度 厚生労働科学研究費補助金  
障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

精神障害者への対応への国際比較に関する研究（主任研究者 中根 允文）

## 海外における精神科入院医療制度について

研究分担者 伊藤 弘人

(PPT 参照)

**厚生労働科学研究**  
**精神障害者への対応への国際比較に関する研究**  
(主任研究者 中根 允文)

**海外における精神科入院医療制度について**

**研究分担者 伊藤 弘人**

## 調査方法

- 発表された多国間比較の調査研究
  - Saize HJ, et al. Br J Psychiatry 184: 163-168, 2004
  - Dressing H, et al. Social Psychiatry Psychiatr Epidemiol 39: 797-803, 2004
  - Kallert TW, et al. J Forensic Mental Health 6: 197-207, 2007
- 当該国に詳しい研究者へ協力依頼
  - 英国: 西田淳志研究員(東京都精神医学総合研究所)  
(協力: ロンドン大学精神医学研究所 安藤俊太郎先生)
  - イタリア: 水野雅文教授(東邦大学)
  - オランダ: 鈴木友理子室長(国立精神・神経医療研究センター)
  - フランス: 杉浦寛奈医師(横浜市立大学精神医学教室)  
(協力: Dr. Pierre Bastin, Mental health advisor, Médecins Sans Frontières)
  - フィンランド: 野田寿恵室長(国立精神・神経医療研究センター)
  - 韓国: 竹島正部長・趙香花研究員(国立精神・神経医療研究センター)および藤本美智子医師(National Institutes of Health)
  - オーストラリア(ビクトリア州): 竹島正部長
- 資料作成方針
  - 既存調査研究をベースに詳細調査国的情報を追加

非任意入院に関する法律		
	名称	備考(種類・要件等)
英國 (イングランド)	Mental Health Act	(1)評価入院、(2)治療のための入院、(3)緊急評価のための入院、(4)入院中患者の不同意入院
フィンランド	Mental Health Act (Mielenterveyslaki)	【要件: 全要件が必要】(1)精神疾患の存在、(2)治療をしなければ重症化する恐れがない本人ないし他者への安全が守れないこと、(3)他の治療では不十分であること
フランス	Loi du 27 juin 1990	(1) Hospitalisation d'office, (2) Hospitalisation d'office si danger imminent, (3) Hospitalisation à la demande d'un tiers, (4) Hospitalisation d'extrême urgence
イタリア	Legge 180(法180号) ):1978年	【要件】(1)精神疾患の存在、(2)治療必要性、(3)患者が治療を拒否、(4)強制入院以外の選択肢がない、(5)公的施設勤務する別の医師の判断も同様
オランダ	Psychiatric Hospitals (Compulsory Admissions) Act	【要件】(1)精神疾患の存在、(2)精神疾患のために本人自身に危険、(3)入院以外では回避できないこと
韓国	精神保健法	(1)保護義務者による入院(精神科専門医の診断、保護義務者2人の同意で精神医療機関の長は6ヶ月間入院させることが出来る)、(2)市・道知事による入院(精神科専門医または精神保健専門医の申請により2週間入院させることが出来る)、(3)応急入院(医師および警察官の依頼により、精神医療機関の長は2週間を限って入院させることができる)
オーストラリア (ビクトリア州)	Mental Health Bill 2010(Exposure Draft)	【要件】(1)対象者が精神疾患有に罹り、(2)治療により、病状悪化防止または軽減が期待できる、(3)精神療ゆえに対象者が治療についての正常な判断能力が失われている、(4)もし拘束しなければ深刻な自傷他害または状況悪化の恐れがある、(5)他のより緩い手段では代替できない

保護者制度			
	保護者制度	保護者(提案者・請求者)の位	権利・義務
英國 (イングランド)	あり <sup>1</sup>	提案者: 配偶者/パートナー、2.息子/娘、3.父/母、4.兄/姉、5.祖父母、6.孫、7.親友/故母、8.姪/甥	非任意入院の申し込み: 患者の入院の通知、入院拒絶時に相談(意見を求められる)、入院申し込みへの反対、患者が退院時の通知、退院後ケアサービス計画策定に関与
フィンランド	なし	—	—
フランス	あり	入院要望者に関する規定なし(四親等までの親族と希望者が保護者資格があるが、入院前に本人を知っている必要がある) <sup>2)</sup>	規定なし
イタリア	なし	—	—
オランダ	あり (民法)	請求者: 後見人、配偶者/パートナー(拒絶しない場合)、親、子供、兄弟	苦情注意義務 (サービス提供者の保護者からの責務。退院後の引き取り義務の記載はない)
韓国	あり	(1)扶養義務者/直系家族およびその配偶者間の協定により、妨害がない場合は扶養者の申請により裁判所が決定、その他の生計を共にする利害関係者 (2)後見人、最近親族の年長者、前年に離わざ養育者が生存する場合は、養父母、養育血族が先願位ににする	適切な治療を受けさせる義務、自傷他害行為が起こらないよう監視する義務、財産上の利益などの権利擁護
オーストラリア (ビクトリア州)	あり (Mental Health Bill 2010: Exposure Draft)	患者の個人情報の提供を受け、治療等の方針・計画等について協議し、患者の権利を擁護	患者の個人情報の提供を受け、治療等の方針・計画等について協議し、患者の権利を擁護

<sup>1)</sup>家族からの提案がなくとも、他の要請があればソーシャルワーカーが中心となって手続きが進められる。

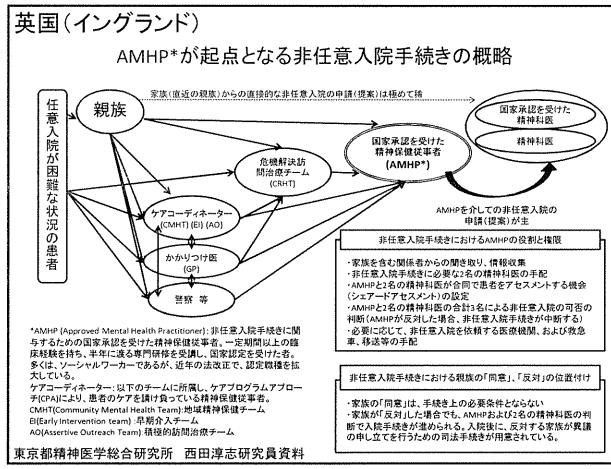
<sup>2)</sup>担当ソーシャルワーカー、入院施設以外の医師である担当医を含む(保護者からの入院要望は必須)

英国(イングランド) 入院の類型ごとの特徴				
型	名称	概要	目的	対象者(全てを満たす)
1	評価のための入院	最長28日間	評価	・精神障害に罹患しており、評価のための入院が必要。 ・自身の健康または安全、もしくは他者の健康のために入院が必要。
2	治療のための入院	最長6ヶ月間 (最初6ヶ月間延長、以後1年間の延長)	治療	・精神障害に罹患しており、治療のための入院が適切。 ・適切な治療が存在する。 ・自身の健康または安全、もしくは他者の健康のために、入院環境下でないと受けられない治療が必要である。
3	緊急評価のための入院	最長72時間	緊急	・評価のための緊急入院が必要 ・2人目の医師を持つことが「望ましくない選択」をもたらす
4	既に入院している患者の非任意入院	最長72時間	緊急	・(型1や2による)評価や治療のための入院がなされるべき ・1名の医師 または 国家承認を受けた精神保健従事者

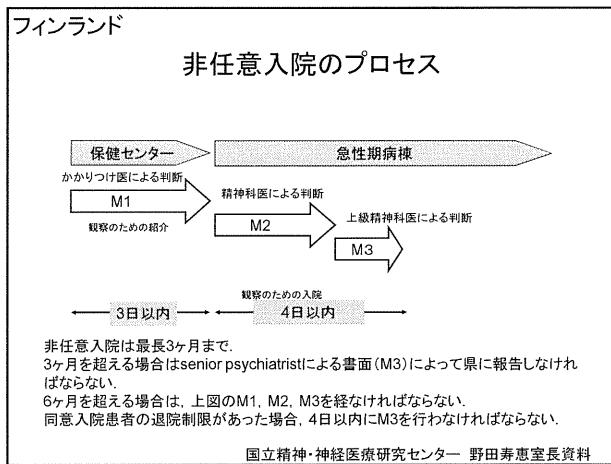
東京都精神医学総合研究所 西田淳志研究員資料  
協力:ロンドン大学精神医学研究所 安藤俊太郎先生

型	名称	判断者	提案者	決定者	手続き
1	評価のための入院	2名の医師 (うち1名は国家承認を受けた精神保健従事者)	・地域で承認された精神保健従事者 ・直近の親族	(判断者と同じ)	判断者と提案者が病院に書類を送る
2	治療のための入院	2名の医師 (うち1名は国家承認を受けた精神保健従事者)	・地域で承認された精神保健従事者(直近の親族が反対しない場合) ・直近の親族 ・州裁判所(強制退去)	(判断者と同じ)	判断者と提案者が病院に書類を送る
3	緊急評価のための入院	1名の医師	・地域で承認された精神保健従事者 ・直近の親族	(判断者と同じ)	判断者と提案者が病院に書類を送る
4	既に入院している患者の非任意入院	1名の医師 または 国家承認を受けた精神保健従事者	該当なし	(判断者と同じ)	判断者が病院に書類を送る

東京都精神医学総合研究所 西田淳志研究員資料  
協力:ロンドン大学精神医学研究所 安藤俊太郎先生



入院の類型ごとの特徴				
名称	概要	目的	対象者	権限の主体
Involuntary treatment (非任意治療)	<p>段階1：(地域医療を担当する)医師(主として精神保健センター)による観察のための入院の指示</p> <p>段階2：精神科病院で医療を担当する医師による観察結果の記述</p> <p>段階3：精神科病院で医療を担当する医師による判断</p> <p>段階4：前段で差しない判断であれば、精神科を専門とする主任医師による非任意入院の決定</p>	記述なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神疾患である</li> <li>治療しないければ重症化する、ないし本人しない他者が危険がある</li> <li>他の方法では不十分</li> </ul>	段階1：地域の医師 段階2：精神科病院での担当医師 段階3：精神科を専門とする主任医師
非自発的入院の判断や同意を行う者と手続き				
名称	非任意入院の判断者	同意者	決定者	手続き
非任意治療	精神科を専門とする主任医師が最終の判断を行つ	なし	主任精神科医	



入院の類型ごとの特徴					
型	名称	概要	目的	対象者	権限主体
1	Hospitalisation d' office (Article L. 3213-1)	危険状態(警察等が作成)および精神疾患の既往歴 退院: 司法判断および精神科医の助言	公衆の安全および個人の安全を守る	自傷他害の恐れのある者	行政官 (Prefet)
2	Hospitalisation d' office si danger imminent (Article L. 3213-2)	危険状態(警察等が作成)および精神疾患の既往歴 退院: 司法判断および精神科医の助言 期間: 48時間	公衆の安全および個人の安全を守る	自傷他害の恐れのある者	行政官 (Prefet)
3	Hospitalisation a la demande d'un tiers (Article L. 3212-1)	(1)保護者がからの入院要望書、(2)医師による入院加療必要証明書、および(3)その証明書に同意する別の医師による同意書(すべて15日以内に作成されたもの) 退院: 精神科医1人の判断	迅速な加療	緊急の加療が必要であり、生涯に渡る医療的指導が必要な者で同意能力がない者	精神科医
4	Hospitalisation d' extreme urgence (Article L. 3212-3)	(1)保護者がからの入院要望書、および(2)医師による入院加療必要証明書 退院: 精神科医1人の判断	迅速な加療	緊急の加療が必要であり、生涯に渡る医療的指導が必要な者で同意能力がない者	精神科医

フランス 非自発的入院の判断や同意を行う者と手続き					
型	名称	申立者	同意者(提案者)	決定者	手続き
1	Hospitalisation d'office.	行政官 (Prefet)	入院施設とは異なる施設所属の医師1人	行政官 (Prefet)	入院後24時間、15日、1ヶ月のタイミングで精神科医が入院再評価
2	Hospitalisation d'office si danger imminent	警察	入院施設とは異なる施設所属の医師1人もしくは行政官 (Prefet)	行政官 (Prefet)	24時間以内に医師が入院継続を評価し入院後24時間、15日、1ヶ月のタイミングで精神科医が入院再評価
3	Hospitalisation à la demande d'un tiers	保護者	入院施設とは異なる施設所属の医師1人	入院施設所属の医師1人	入院後24時間、15日、1ヶ月のタイミングで精神科医が入院再評価
4	Hospitalisation d'extrême urgence	保護者	入院施設とは異なる施設所属の医師1人 決定者	入院施設とは異なる施設所属の医師1人	24時間以内に精神科医が入院継続評価し入院後24時間、15日、1ヶ月のタイミングで精神科医が入院再評価

入院の類型ごとの特徴				
名称	概要	目的	対象者	権限主体
任意入院	本人の任意による	治療	全精神障害者	
非任意入院	下記	強制治療	同上	市長
非任意入院の判断や同意を行う者と手続き				
名称	判断者	同意者	決定者	手続き
非任意入院	主治医+別の公立病院の医師	医師2名のみ	市長	市長の発行書類

オランダ 入院の類型ごとの特徴				
名称	概要	目的	対象者	権限の主体
Interim order (仮命令)	段階1：配偶者、親、保護者の仮命令請求 段階2：治療に間に合っていないかった精神科医による申立て 段階3：収容官による仮命令請求	記述なし	・精神疾患者が対象者自身 ・精神疾患が対象者の法定 ・危険を精神科病院以外 の眷族には提出されんに よって回避できない	裁判所(検察官の申立て)
	段階4：精神科医による精神科病院の仮命令提出 段階5：収容室による申立て(申告書に 連絡状を添付) 段階6：3箇所の裁判所管轄区域の裁判所が4箇間内に決定	記述なし	・精神疾患の懲罰と、対 象者によっての危険の持 続性 ・当該精神疾患を精神科病院 以外の眷族は施設の介 入によって回避できまい	裁判所(収容官の申立て)
		記述なし		
Further detention order (収容 延長命令)	段階1：対象者が入院している精神科病 院の医師による申告書の添付 段階2：収容室による申立て(申告書に 連絡状を添付) 段階3：3箇所の裁判所管轄区域の裁判所 が4箇間内に決定	記述なし		
		記述なし		
Provisional detention and provisional detention extension order (仮収容 及び仮収容延 長命令)	対象者の条件を満たすものにして、市 長(または委任者は)は仮収容を命令する ことができる。 対象者が精神科病院に入院した場合、 市長の捺印を受けた者は、命令(仮収 容)の写しを手渡すものとする。	記述なし	・対象者が危険と、対 象者によっての危険の持 続性 ・精神疾患が対象者の危 険の原因であると考える 十分な理由がある ・当該精神疾患が紧迫して いる場合、医師の申立 を得て假想の申立て ・当該精神疾患を精神科病 院の介入によって回避でき まい	・市長(推進の遂行の市会議 員への委任が可能) ・市長(収容命令の執行を、 精神疾患患有する者のアドバイ スに関する学識経験者の支援を受 けて並業務の担当相談 員に託す) ・市民から申告者は、自他に 問題ないものとされる者をも 対象者等に上げて止むことで きる。また対象者の衣装又は 身体を保護する権限を有する。
		記述なし		

国立精神・神経医療研究センター 鈴木友理子室長資料

国立精神・神経医療研究センター 鈴木友理子室長資料

参考:一定条件下で入院の強制力をもつ治療形態				
名称	概要	目的	対象者	権限の主体
Conditional order(条件付き命令)	段階1:治療に関与していない精神科医による申告 段階2:裁判所は、主たる医が申告者と協議のうえ作成した治療計画を承認 段階3:検察官による拵付付き命令申立て 段階4:裁判所による治療計画書の審査、条件付き命令の決定	記述なし	・対象者は精神病が危険の原因がある ・対象者は精神病状態で自己保護又は社会保護(ではない)のであること ・定めの期間下で十分に管理できるものであること。	裁判所(検察官からの請求)
	定義:対象者は精神科病院に入院せしむることを義務づける命令(主たる医からの請求)	記述なし	・対象者は精神病状態で危険していること ・対象者は精神病状態で自己保護又は社会保護のため、対象者が自分が本件にとてて危険であること	裁判所(検察官からの請求)
	条件:対象者が精神科病院に入院せしむることを義務づける命令(主たる医からの請求)	記述なし	・対象者は精神病状態で危険していること ・対象者は精神病状態で自己保護又は社会保護のため、対象者が自分が本件にとてて危険であること	裁判所(検察官からの請求)
	定義:対象者は精神病状態のため、治療を受けることを義務づける命令(主たる医からの請求)	記述なし	・対象者は精神病状態で危険していること ・対象者は精神病状態で自己保護又は社会保護のため、対象者が自分が本件にとてて危険であること	裁判所(検察官からの請求)
非任意入院の判断や判断を行う者と手続き				
名称	治療の判断者	同意者	決定者	手続き
Conditional order(条件付き命令)	有効期間:6ヶ月(1年との更新) 治療引受けには、同意者と対象者が遵守しなかった場合(又は双方の守り込みで精神科病院外では危険性を十分に管理することができなくなった場合は)に、同意者を除く他の医師の承認を得て医療機関を離れる権利がある。上記開示(または本人の承認を要した場合には)は、精神科医の承認を得て、当該病院に本人と入院せしむることをもととする。	対象者本人 医療機関者は速やかに本件の開示の地の他の口頭によると認められ 治療提供者は、対象者の同意を得て、治療計画を変更することができる(医師の承認を得て、当該病院に本人と入院せしむることをもととする)。	裁判所(後藤 吉川からの請求)	対象者は治療の提供者は、合意の各件の変更又は別の治療提供者の任命を致す所の開示を以て承認して立てる。治療の提供者は、開示を受けた旨を記載して提出することができる。 医長が入院を決した時から、条件付き命令を放逐命令として取扱う。
	入院は、審査時に患者がみずからその見識を失う場合を除き、又は治療の開始しないで精神科医が評議して対象者の人の承認を求める旨の報告書を提出する。治療の提供者は、当該診断書に添付して提出する。	同上	同上	同上

国立精神・神経医療研究センター 鈴木友理子室長資料

## オーストラリア(ビクトリア州)

## 非同意入院制度に関する法律

- ・法律の名称:
    - Mental Health Bill 2010 (Exposure Draft)
  - ・非同意入院に係る法律構成(条項の抜粋):
    - Part 5 Compulsory patients
  - ・入院治療命令に関する条文の抜粋:
    - clause 70 Criteria for Inpatient Treatment Orders

入院治療命令に必要と基準は以下の通りである。

    - ・対象者は精神疾患に罹患している
    - ・治療により、病状悪化防止または軽減が期待できる
    - ・精神崩ゆえに対象者に治療についての正常な判断能力が失われている
    - ・もし拘束しないでは深刻な自傷他害または状況悪化の恐れがある
    - ・他のより緩い手段では代替でない

これらの項目を満たす以下の通りである。

    - ・強制的命令には精神疾患の診断が必要であるこの明瞭化
    - ・精神疾患が判断能力を有するとの推定の維持
    - ・強制的な命令による影響やリスクの特定
    - ・他のより緩い代替手段の検討
    - ・拘束・強制治療が生ずる侵害的な性格の認識
    - ・強制治療は様々な要素を満たした強制的な命令の下でのみ行われることの確保

入院治療命令の有効期間は最大28日である。命令は、条件が満たされなければ、直ちに解消されなければならない。

国立精神・神経医療研究センター 竹島正部長資料

## オーストラリア(ビクトリア州) 入院治療命令の特徴

名称	概要	対象者と目的	権限主体
Inpatient Treatment Order	<p>1. 拘束・強制治療には精神疾患の診断が必要。診断が直ちにられない場合、評価命令が必要</p> <p>2. 評価命令が出されれば対象者を認可された精神病院施設に移送。そこで指定された精神病科医が入院治療命令、コムニティ治療命令、評価命令取消のいずれかを選択</p> <p>3. 強制治療命令の期限切れの15日前までに、認定された精神科医は強制治療の是非を判断し、結果の場合は治療延長審査会に諮る</p> <p>4. 連續3ヶ月間強制治療する場合、セカンドオピニオンの精神科医による委員会での検討が必要</p> <p>5. 中立なレビュー職員が、手順順守の確認や法的な助言のため、対象者に定期的に面会</p> <p>6. 正常な判断力を有する時期に残した事前の要望があれば、可能な限り配慮される。やむを得ず事前要望と異なる処置を施す場合、患者、保護人、メンタルヘルスコミッショナーに書面で理由を示す</p>	<p>以下の全条件を満たす者への治療を確保するのが目的</p> <p>・精神疾患に罹りしている</p> <p>・治療により、病状悪化の防止または減輕が期待できる</p> <p>・精神疾患ゆえに治療についての正常な判断能力が失われている</p> <p>・もし拘束しなければ深刻な自傷他害行為または状況悪化の恐れがある</p> <p>・他のより穏当な手段では代替できまい</p>	<p>・評価命令・医療または精神保健の登録された専門家</p> <p>・入院治療命令、コムニティ治療命令、評価命令取消: 認可された精神病院施設の認定を受けた精神科医</p> <p>・セカンドオピニオンの精神科医による評議会、およびレビュー職員は、Ministerの推薦により Governor in Council が指名</p>

国立精神・神経医療研究センター 筑島正部長資料

ヨーロッパ諸国の非任意入院(その1)*							
	年	患者割合	100万人対	評価者	基準**	決定者	通院措置
Austria	1999	18%	175人	精神科医	危険	非医療	
Belgium	1998	5.8%	47人	医師	危険	非医療	あり
Denmark	2000	4.6%	34人	医師	危険／治療	医療	
Finland	2000	21.6%	218人	医師	危険／治療	医療	
France	1999	12.5%	11人	医師	危険(注)	非医療(注)	
Germany	2000	17.7%	175人	医師	危険	非医療	
Greece	Na	Na	Na	精神科医	危険／治療	非医療	
Ireland	1999	10.9%	74人	精神科医	危険／治療	医療	
Italy	Na	12.1%	Na	医師	治療	非医療(市長)	
Luxembourg	2000	Na	93人	医師	危険	医療	あり
Netherlands	1999	13.2%	44人	精神科医	危険	非医療	
Portugal	2000	3.2%	6人	精神科医	危険／治療	非医療	あり
Spain	Na	Na	Na	精神科医	治療	非医療	
Sweden	1998	30%	114人	医師	治療	医療	あり
UK	1999	13.5%	48人	精神科医	危険／治療	社会福祉士その他のノード	

注: 他に保護者からの要望により精神科医による  
非任意入院制度が存在する。

\*\*治療・治療必要性 危険・本人・他人への害の危険

\*Salize HJ, Dressing H. Br J Psychiatry 184:163-168, 2004 および  
Dressing H, Salize HJ. Soc Psychiatry Psychiatr Epidemiol 39: 797-803, 2004.

ヨーロッパ諸国の非任意入院(その2)*			
	診断から入院までの期間	応急入院時間	入院期間
Austria	4days	48hours	3months
Belgium	15days	10days	40days, 2years
Denmark	24hours (7days)	Na	Na
Finland	3days	Na	9months
France	24hours	48hours	Na
Germany	24hours-14days	24hours (3days)	6weeks, 1(場合によっては2) years
Greece	10days	48hours	6months
Ireland	24hours	Na	21days
Italy	2days	48hours	7days
Luxembourg	3days	24hours	14days
Netherlands	5days	24hours	3weeks, 6-12months
Portugal	12days	48hours	Na
Spain	Na	24hours	Na
Sweden	4days	24hours	4weeks
UK	14days	72hours	28days(評価), 6months(治療)

\*Salize HJ, Dressing H. Br J Psychiatry 184:163-168, 2004 および  
Dressing H, Salize HJ. Soc Psychiatry Psychiatr Epidemiol 39: 797-803, 2004.

ヨーロッパ諸国の非任意入院(緊急)*				
	Proposal	決定者	入院措置期間	監督官庁
Bulgaria	親族・医師	Head of Health Service	24(最長72)時間	裁判所
Czech Republic	両親または親族・後見人	医師	24時間	裁判所
Germany	Administrative authority	Administrative authority/ Police/Judicial/ Psychiatric hospital	翌日10時まで (1州は72時間)	翌日10時以降は裁判所
Greece	親族または後見人	弁護士(公的)**	48時間	裁判所
Israel	精神医学的評価	病院管理者***	48時間	地方精神科委員会・裁判所
Italy	医師	医師2名	48時間	地方自治体の長(48時間以上は裁判所)
Lithuania	精神科医	精神科医	48時間	裁判所
Poland	医師(精神科医)	精神科医	48時間	裁判所(その後は後見人裁判所の判断)
Slovak Republic	両親または親族・後見人	医師	24時間	裁判所
Spain	誰でも可	精神科医	24時間	裁判所
Sweden	医師	精神科医	4週間	裁判所
UK	親族+認定SW	医師+SW	72時間	精神保健法委員会

\* Kallert TW, et al. International Journal of Forensic Mental Health 6: 197-207, 2007.

\*\*公的な弁護士、検察官など \*\*\*地域の精神科医への紹介が必要

ヨーロッパ諸国の非任意入院(通常)*			
	Proposal	決定者	最長期間(当初)
Bulgaria	後見人・親族・医師	裁判所	34日(評価)、3ヶ月(入院)
Czech Republic	医師	裁判所	3ヶ月まで
Germany	Administrative authority・後見人	裁判所	6週間(後見人法では12ヶ月)
Greece	公的な弁護士の下での親族の申請	裁判所	6ヶ月(初期評価は24時間)
Israel	地域の精神科医	地域の精神科医・地域精神科委員会	7日で14日まで延長(最大3ヶ月)
Italy	サービス担当精神科医	地方自治体の長	7日
Lithuania	精神科医	裁判所	1週間
Poland	親族または後見人	裁判所	10日(評価、最長6週間まで)、3ヶ月(入院)
Slovak Republic	精神科医	裁判所	3ヶ月
Spain	両親または親族・後見人・ 公的な弁護士	裁判所	期間の定義なし。6ヶ月ごとに裁判官へ報告
Sweden	精神科医・医療施設の管理医師	裁判所	3ヶ月
UK	親族+認定SW	医師2名(1名は精神科医)+SW	28日(評価)、6ヶ月(入院)

\* Kallert TW, et al. International Journal of Forensic Mental Health 6: 197-207, 2007.

## まとめ(法律上で明らかになったこと)

- 次の非任意入院制度を有する国が複数存在
  - 親族等の申し立てによる非任意入院制度
  - 医師の判断による非任意入院制度

注: 本報告は「家族の意思が非任意入院プロセスに関係するか」という観点からの分析で、わが国における「保護者制度」と同等の制度の存否に関する分析ではない。